

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第2の規則で定める事務)	(条例別表第2の規則で定める事務)
第7条 [略]	第7条 [略]
2～18 [略]	2～18 [略]
<u>19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u>	
<u>(1) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）による</u> <u>県税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の氏名、</u> <u>住所又は生年月日の確認（氏名又は住所の変更の事実の確</u> <u>認を除く。）</u>	
<u>(2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しく</u> <u>は申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申</u> <u>告に対する応答</u>	
<u>ア 既存住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例</u> <u>があるべき旨の申告</u>	
<u>イ 既存住宅用の土地に係る不動産取得税の減額の申告</u>	
<u>ウ 岩手県県税条例第98条第1項第2号に規定する身体障</u> <u>害者等に係る自動車税の環境性能割又は種別割の免除の</u> <u>申請（当該自動車税の申告の際の申請を除く。）</u>	
<u>20 [略]</u>	<u>19 [略]</u>
<u>21 [略]</u>	<u>20 [略]</u>
<u>22 [略]</u>	<u>21 [略]</u>
<u>23 [略]</u>	<u>22 [略]</u>
<u>24 [略]</u>	<u>23 [略]</u>
<u>25 [略]</u>	<u>24 [略]</u>
<u>26 [略]</u>	<u>25 [略]</u>
<u>27 [略]</u>	<u>26 [略]</u>
	<u>27 条例別表第2第29号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</u>
	<u>(1) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）による</u> <u>県税の賦課又は徴収に関する事務の対象となる者の氏名、</u> <u>住所又は生年月日の確認（氏名又は住所の変更の事実の確</u> <u>認を除く。）</u>
	<u>(2) 次に掲げる申請若しくは申告の受理、その申請若しく</u> <u>は申告に係る事実についての審査又はその申請若しくは申</u>

<p>28 条例別表第2第28号の規則で定める事務は、地震による被災建築物の危険度の判定を行う判定士の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p>29 条例別表第2第29号の規則で定める事務は、高齢者向けの住宅の改修等に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p>30 条例別表第2第30号の規則で定める事務は、公有財産の売払いの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p>31 条例別表第2第31号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p><u>告に対する応答</u></p> <p><u>ア 既存住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例があるべき旨の申告</u></p> <p><u>イ 既存住宅用の土地に係る不動産取得税の減額の申告</u></p> <p><u>ウ 岩手県県税条例第98条第1項第2号に規定する身体障害者等に係る自動車税の環境性能割又は種別割の免除の申請（当該自動車税の申告の際の申請を除く。）</u></p> <p>28 条例別表第2第30号の規則で定める事務は、地震による被災建築物の危険度の判定を行う判定士の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p>29 条例別表第2第31号の規則で定める事務は、高齢者向けの住宅の改修等に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p>30 条例別表第2第32号の規則で定める事務は、公有財産の売払いの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p> <p>31 条例別表第2第33号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。